

## 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります。

平成29年4月1日から始まる総合事業は、65歳以上のすべての人が利用できる介護予防サービスです。その人の健康や生活機能の状態に合わせて、「一般介護予防事業」や「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

### 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、地域の人と人とのつながりを通じて自立支援の取り組みを行い、いきいきと自分らしく、生きがいや役割を持って生活できる地域を目指す事業です。介護予防に関する講座や地域のみなさんが主体となった「通いの場」の立ち上げなどの活動の支援などを行います。65歳以上の人であれば誰でも利用できます。

### 介護予防・生活支援サービス事業

要支援の認定を受けている方の介護予防訪問介護(ホームヘルパー)と介護予防通所介護(デイサービス)が総合事業に移行し、介護予防・生活支援サービス事業となります。「要支援1・2」の方や更新時の基本チェックリストで支援が必要と判断された方が利用できます。

### 既に要支援の認定を受けている方

○総合事業の移行時期 平成29年4月1日以降の最初の介護認定有効期限内で総合事業に移行します。

○訪問介護・通所介護以外のサービスについて 訪問看護、通所リハビリ、福祉用具貸与等のサービスの変更はありません。

### よくある質問

Q 今まで利用していたホームヘルパーやデイサービスは利用できるか。

A 総合事業に移行しますが、今までどおりの内容で利用できます。利用料金も同じ金額です。但し、移行にあたり、介護サービス事業所との再契約が必要となります。

## 総合事業の利用の流れ

